

住 ま い

【介護保険施設】

(グループホーム、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院)

要介護・要支援認定を受けている方を対象とした入所施設です。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は要支援2～要介護5の認知症の方々が少人数で共同生活を送る施設です。

介護老人保健施設（老健）は要介護1～5で医療的ケアやリハビリが必要な方が自宅での生活を再開することを目指して入所する施設です。

介護老人福祉施設（特養）は要介護3～5で日常的に介護が必要な方を対象とした施設です。

介護医療院は要介護1～5で、特に医療的ケアが必要な方が入居できる施設です。

いずれの施設も入居申込みは本人・家族が行います。施設の種類が同じでも、設備や費用等に若干の差があります。申込みにあたっては、入居を希望する方や介護状況等を申込み時に施設の相談員に伝えたり、施設を見学したりしておくことをおすすめします。

権 利 を 守 る

【日常生活自立支援事業】

判断能力が少し低下している方（日常生活の中で必要なサービスを利用するための情報の入手・理解・判断・意思表示を本人のみでは適切に行うことが難しい方）に対して、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理等の援助を行い、在宅での日常生活を支援します。

■問い合わせ先：小諸市社会福祉協議会
電話：0267-31-5531

【成年後見制度】

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどのために判断能力が十分でない方の権利や財産を守る制度です。

本人の判断能力が十分あるうちに、将来に備えて支援者や支援内容を本人が決めておく『任意後見制度』と、

本人の判断能力の程度によって、家庭裁判所が「後見」「保佐」「補助」の3つに区分され支援する人を選任する『法定後見制度』があります。

■問い合わせ先：小諸市高齢福祉課
小諸市地域包括支援センター